

以下の点にご留意下さい。

- 全般
 - 航空法、国際民間航空機関(ICA)が決定した国際的なルール及び関係規則をもとに定めております。
 - 危険物となり得るかどうかがその他詳細につきましては、航空会社にお尋ねください。
 - 国際線においては、外国当局の規則により規制される場合もありますので、詳しくは航空会社にご確認ください。
 - 機内持込制限品であっても、医療上の配慮が必要となる場合は、事前に航空会社にお尋ねください。
- ハイジャック・テロ等に凶器として使用されるおそれのあるもの
 - 工具、スポーツ用品、武具等の中で凶器となり得るものについても持込みを制限しております。
 - 各制限品の模倣品・類似品を含みます。
 - リストに掲載されているもののうち持込できるものであっても、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
 - リストに掲載されているもの以外についても同様に、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
 - 銃砲刀剣類所持等取締法その他の法令により所持そのものができない場合がありますので、ご注意ください。
- 上記凶器以外の危険物
 - **リストに掲載されているものであっても、製品安全データシート(MSDS)又はメーカー発行の書類等で非危険物と判断された場合は規制を受けることなく運べます。**
 - リストに掲載されているもののうち機内持込み手荷物として持込みできるものであっても、液体物であり、国際線の場合、別途液体物制限の対象となります。
 - リストに掲載されているものうち運べるものであっても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
 - リストに掲載されているもの以外についても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- その他
 - 実際の運用状況等により品目等について適宜更新を行う予定です。

① 化粧品類						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
			一容器あたり	1人あたり		
化粧品類に該当するもので、引火性液体・高圧ガスを含む非放射放射性物質のもの(主な代表例) ・ボディケア用品：石鹸、ボディソープ、ハンドソープ ・ヘアケア用品：ヘアスプレー、シャンプー、ヘアトリートメント、育毛剤(液体、スプレー)、ヘアカラー、白髪染め、ブリーチ ・スキンケア用品：化粧水、洗顔フォーム、ハンドクリーム、日焼け止め ・シェービングフォーム ・ネイルケア用品：マニキュア、除光液、ネイルアート用品 ・入浴剤、バスオイル ・マウスケア用品：歯磨剤、洗口液、リップクリーム ・香水、オーデコロン ・アロマオイル ・制汗・清涼・冷却スプレー(衣料につけるものも含む) ・芳香・消臭・除菌・シワ取りスプレー(身体用、衣料・室内用) ・家庭用洗剤(漂白剤・カビ取り剤は除く) ・洗浄液(コンタクト用、入れ菌用、かつら用、ジュエリー用、メガネ用、塗料用)	○	○	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	化粧品類とは、身体、身だしなみを手入れするために使用するもの、並びに、清涼、芳香、洗浄、消臭、除菌効果のある嗜好品。また、ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの ※漂白剤やカビ取り剤及び製品に「塩素系」や「混ぜるな危険」が表示されている洗剤は持込み・お預け不可 ※化粧品類において「スプレー」とは、ガスが充填されたエアゾールスプレー及び液体が充填されたミストスプレーを含む	液体物リスト
② 医薬品・医薬部外品						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
・消炎鎮痛剤(液体、スプレー) ・虫さされ・かゆみ止め薬(液体、スプレー)、虫よけ(液体・スプレー) ・殺菌・消毒剤(液体、スプレー)	○	○	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの	液体物リスト
③ 日用品・スポーツ用スプレー						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
・日用品・スポーツ用スプレー						
<ul style="list-style-type: none"> ・防水スプレー ・カーベットクリーナー ・ガラスクリーナー ・スプレーのり ・塗料スプレー 	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	日用品又はスポーツ用スプレーとは、ガスが充填され、一般的に家庭又はスポーツで使用するもので小売店等で誰でも購入可能なもの。また、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの	液体物リスト
	引火性ガスあるいは毒性ガスを使用しているもの	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	日用品又はスポーツ用スプレーとは、ガスが充填され、一般的に家庭又はスポーツで使用するもので小売店等で誰でも購入可能なもの。また、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの
日用品・スポーツ用以外のスプレー(工業用)	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下 ※上記一人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品・医薬部外品および③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	日用品又はスポーツ用スプレーとは、ガスが充填され、一般的に家庭又はスポーツで使用するもので小売店等で誰でも購入可能なもの。また、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの	液体物リスト
④ 液体類						
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	液体物規制対象
酒類	○	○	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下	非危険物 小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに差し替えられているものは不可)	液体物リスト
	○	○	0.5g又は0.5kg以下	5g	小売販売されている容器に収納されていること (スキットル等水筒型のものに差し替えられているものは不可)	液体物リスト
	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下	引火点が摂氏60℃以下の液体状のもの	液体物リスト
加熱式飲料(発熱剤付飲料)	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
接着剤	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
ペンキ・塗料	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
漂白剤、強力カビ取り剤	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
殺虫剤	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
農薬	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
塩酸	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
ガソリン	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
灯油、軽油	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト
シンナー	×	×	0.5g又は0.5kg以下	2g又は2kg以下		液体物リスト

スポーツ用球技ボール	○	○	●	●		
オイル充填式携帯カイロ	×	×	●	●		
エンジン(オイル式)	×	×	●	●		
加熱式弁当(発熱剤付弁当)	×	×	●	●		
くん煙式殺虫剤	×	×	●	●		
水銀	×	×	●	●		
アイソトープ	×	×	●	●		
内燃機関又は燃料電池機関(エンジン、発電機等)	×	○	●	●	新品もしくは、燃料タンクが洗浄されていることおよび、燃料系統に燃料が残っておらず空であること。 ※当該物件は航空輸送法令別表第11にかける特別規定A70に準拠すること	
			●	●		

以下 凶器

⑩ 刀剣類						
刀(日本刀、中国刀、西洋刀など)	×	○	●	●		プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等武器として使用できないものは持込可能
あいくち	×	○	●	●		
飛び出しナイフ	×	○	●	●		
⑪ ナイフ類						
ナイフ	×	○	●	●		バナーナイフのような先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
社職刺き用ナイフ	×	○	●	●		一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可
ペーパーナイフ	×	○	●	●		先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
手術用メス	×	○	●	●		医療用(外科、眼科、歯科、その他)のものも持込不可
剃刀	×	○	●	●		T字型剃刀や化粧用の小さな(まゆ毛用)剃刀は持込可能
はさみ	×	○	●	●		先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能 小さな眉毛きりはさみや鼻毛きりはさみ等の化粧用はさみ、携帯裁縫セットのはさみも持込可能
幼児用はさみ	×	○	●	●		明らかなおもちゃは持込可能
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)	×	○	●	●		構成品に機内持込制限品に該当するものが含まれていない場合であっても、一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可
⑫ カッター等						
カッター	×	○	●	●		NTカッターなど
葉巻カッター(はさみ式)	×	○	●	●		先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能
葉巻カッター(ギロチン式)	×	○	●	●		本体と刃の部分が外れないものは持込可能
シートベルトカッター	×	○	●	●		本体と刃の部分が外れないものは持込可能
フードカッター	×	○	●	●		本体と刃の部分が外れないものは持込可能
アップルカッター	×	○	●	●		本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ピザカッター	×	○	●	●		
⑬ 鉄砲類						
鉄砲	×	○	●	●		
空気銃	×	○	●	●		
BBガン	×	○	●	●		
スターターピストル	×	○	●	●		
玩具銃(幼児用プラスチック製)	×	○	●	●		材質の強度、形状を考慮した上で明らかに危険性がないと判断されるものは持込可能
鉄砲類の部品	×	○	●	●		複数旅客が部品を分けて持ち込み、機内で組み立てる可能性があるため持込不可
⑭ 発射体類						
スリングショット(バチンコ)	×	○	●	●		一見しておもちゃと判るものは持込可能
弓矢	×	○	●	●		
ボウガン	×	○	●	●		
ピス打ちピストル	×	○	●	●		
⑮ 武具、護身用具等						
特殊警棒	×	○	●	●		
ヌンチャク	×	○	●	●		
十手	×	○	●	●		一見しておもちゃなど武器として使用できないものは持込可能
メリケンサック	×	○	●	●		
⑯ スポーツ用品、運動器具、介護用具等						
ゴルフクラブ	×	○	●	●		ヘッドのみであれば持込可能 プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
ゴルフスイング練習用具	×	○	●	●		
バット	×	○	●	●		プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込可能
アイススケート靴	×	○	●	●		
ゲートボール用スティック、クリケット	×	○	●	●		
ホッケースティック	×	○	●	●		
ラクロススティック	×	○	●	●		
ブーメラン	×	○	●	●		金属製の刃が付いていないものは持込可能
バトン	×	○	●	●		リレー用やバントフリング用で60cm以下のものは持込可能
組み立て式バター	×	○	●	●		
ビリヤードのキュー	×	○	●	●		
スキー、スノーボード	×	○	●	●		60cm以下のショートスキーは持込可能
スキーストック	×	○	●	●		登山状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に突った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可 体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が突った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持込可能
スケートボード	×	○	●	●		60cm以下のものは持込可能。但し、先端に突った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可
登山用ストック	×	○	●	●		登山状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に突った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可 体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が突った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持込可能
金剛杖(巡礼、登山用)	×	○	●	●		

アイゼン	×	○	●	●	
テニスラケット	○	○	●	●	
ステッキ	×	○	●	●	長さ60cm以下のものは持込可能 体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能
添木その他義手、義足類	×	○	●	●	長さ60cm以下のものは持込可能 体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持込可能
⑬ 棒状のもの					
鉄棒・鉄パイプ	×	○	●	●	
木刀	×	○	●	●	
竹刀	×	○	●	●	
三脚	×	○	●	●	畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
一脚	×	○	●	●	畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
昆虫採取用又は釣用タモ	×	○	●	●	畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
マッサージ棒	×	○	●	●	長さ60cm以下のものは持込可能
麺打ち棒(すりこぎ棒含む)	×	○	●	●	長さ60cm以下のものは持込可能
ビーチパラソル	×	○	●	●	長さ60cm以下のものは持込可能
釣り竿	×	○	●	●	畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
旗竿	×	○	●	●	長さ60cm以下のものは持込可能。但し、先端が尖っているものは持込不可 先端が尖っていないプラスチック製のもので60cmを超えるものであっても持込可能
⑭ 道具類、工具類					
大工道具類(ハンマー)	×	○	●	●	
大工道具類(大型バール)	×	○	●	●	
大工道具類(キリ)	×	○	●	●	
工具類(ドライバー)	×	○	●	●	全体の長さ15cm以下かつシャフトの長さ6cm以下のものは持込可能(グリップ部分とシャフト部分が外せるタイプの場合はシャフト部分を外した状態でシャフトの長さが6cm以下であれば持込可能) ビットタイプのドライバーについては、ビット部分を装着して同様に計測する
工具類(スパナ)	×	○	●	●	長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(レンチ)	×	○	●	●	長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(バール)	×	○	●	●	長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(携帯用の小型セット)	×	○	●	●	アイスピック、キリ状の物が含まれていないものは持込可能
工具類(電動ドライバー)	×	○	●	●	
工具類(電動ノコギリ)	×	○	●	●	
工具類(ブローランプ)	×	○	●	●	
工具類(ドリル)	×	○	●	●	電動100V以上、電池式、充電式を含む
木槌、小槌	×	○	●	●	長さ15cm以下のものは持込可能
棒状のヤスリ類	×	○	●	●	長さ15cm以下のものは持込可能
ノギス	○	○	●	●	
製図用コンパス・デバイダー	○	○	●	●	
⑮ 先端が著しく尖っている物					
アイスピック	×	○	●	●	
ピックル	×	○	●	●	
ダーツの矢	×	○	●	●	先端に金属製のキリ状のものが付いていないものは持込可能
金串・火箸	×	○	●	●	
沖縄かんざし(ジューパー)	×	○	●	●	木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釘	×	○	●	●	長さ6cm以下のものは持込可能
注射針	×	○	●	●	機内で医師又は看護師が医療行為のために使用する場合は持込可能
自己使用注射針	○	○	●	●	医師から処方された在宅自己注射対象薬剤(インスリン製剤、インターフェロン製剤、アドレナリン製剤等)を投与するために使用する場合は持込可能
血糖値測定用採血針	○	○	●	●	
裁縫針	○	○	●	●	
安全ピン	○	○	●	●	
傘	○	○	●	●	旅客自身が使用する通常の傘は持込可能。但し、先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可
サムライアンブレラ	×	○	●	●	
編み棒	○	○	●	●	先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可
⑯ その他					
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)型、手裏剣型の物品(例:USB媒体、ライター等)	×	○	●	●	一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可 ライターについてはお預け手荷物として預けることも不可
おの	×	○	●	●	
なた	×	○	●	●	
のみ	×	○	●	●	
彫刻刀	×	○	●	●	
大工道具類(ノコギリ)	×	○	●	●	
ドリルの刃	×	○	●	●	他のものと組み合わせて使用される可能性があるため持込不可
野菜スライサー	×	○	●	●	本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ピーラー(調理器具)	×	○	●	●	刃を外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
缶切り	×	○	●	●	刃を外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ペットボトルオープナー	×	○	●	●	刃の外せないものは持込可能
手裏剣・手裏剣型キーホルダー	×	○	●	●	木、プラスチック製などの明らかなおもちゃは持込可能 刃の部分が鋭利で凶器として使用される可能性があるものは持込不可
爪切り	○	○	●	●	甘皮切りの小型ナイフが装着されているものは、持込不可
手錠	×	○	●	●	
スタンガン	×	○	●	●	
シャベル	×	○	●	●	移植用など凶器にならないと判断されるものは持込可能
ワインオープナー	×	○	●	●	ナイフの付いていないもの(螺旋状のものを含む)は持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
パイプ喫煙用清掃用具	×	○	●	●	本体にはパイプ内部に溜まったヤニを刮り取る「カーボンカッター」が付いており、カミソリより刃が硬く丈夫なため持込不可
ステンレス製のヘラ(スクレーパー)	×	○	●	●	

ピンセット	×	○	●	●	先端が丸みをおびており強度がないものは持込可能
カジキ釣り針	×	○	●	●	U字底部から釣り糸通し穴までの距離が10cm以下のものは持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
掛け軸・タペストリー	×	○	●	●	軸の長さ65cm以下のものは持込可能 軸の部分がプラスチック製のものは65cmを超えるものであっても持込可能
ポスター・掛け軸等の収納ケース	×	○	●	●	長さ70cm以下のものは持込可能 紙製やプラスチック製のものを等で凶器にしないと判断された場合は70cmを超えるものであっても持込可能

【参考】

- 製品に **高温に注意** と表示があるものは、非引火性ガスを使用
- 製品に **火気と高温に注意** と表示があるものは、引火性ガスを使用